

(経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査)

審 査 メ モ

I 経済センサス - 基礎調査の変更

1 今回申請された計画

令和6年度以降に実施する経済センサス - 基礎調査(以下「基礎調査」という。)について、総務省は、以下に掲げる変更^(注)を計画している。

(注) 令和元年基礎調査は、甲調査は1回限り(乙調査は毎年実施)の調査として承認されているため、申請書類上は、甲調査の部分は新規の扱いとなっている。

(1) 調査の目的の変更

⇒ 事業所及び企業の活動状態等の把握から、基本的事項(売上高、従業者数等)の把握を目的とする記載ぶりに変更

(2) 調査対象の範囲及び報告者数の変更

⇒ 雇用者のいない個人経営事業所を調査対象から除外

(3) 報告を求める方法の変更

⇒ 【甲調査】

- ・ 調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して調査を実施
- ・ 調査員調査の廃止に伴い、オンライン・郵送調査により実施

(4) 報告を求める事項の変更

⇒ 【甲調査】

- ・ 本社一括調査とするため、「調査票A」(支所となる事業所を有する企業等)と「調査票B」(それ以外の事業所)を新設
- ・ 従業者数に関する調査事項を縮減
- ・ 事業所の主な事業の内容について、「事業の業態」欄を削除
- ・ 事業所の開設時期について、年月を記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択する方式へ変更
- ・ 経営組織に関する選択肢について、「個人経営(雇用者なし)」を追加
- ・ 経済構造実態調査(総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査)及び個人企業経済調査(総務省所管の基幹統計調査)の対象となっている企業及び事業所については、それぞれの調査から基礎調査へデータの移送の実施

【乙調査】

- ・ 職員数に関する調査事項を縮減
- ・ 管理・運営を委託している事業所に関する事項の削除

(5) 報告を求める期間の変更

⇒ 【甲調査】

- ・ 調査周期を「1回限り」から「5年周期」に変更

・調査実施期間を「6月1日～翌年3月31日」から「5月上旬～7月下旬」に変更

(6) 公表期日の変更

⇒ 甲調査（速報）及び乙調査の公表を調査実施翌年6月末日から同5月末日に1か月前倒し

(1) 今回の調査計画の変更の背景

ア 令和元年基礎調査の実施状況と課題

(実施状況)

- ・ 法人番号公表サイト情報から新たに約160万法人を加えた名簿で実施し、その結果を事業所母集団データベース（以下「母集団DB」という。）に格納することで、母集団DBの拡充を図った。
- ・ 一方で、調査対象の増大に伴う報告者及び地方公共団体・統計調査員の負担軽減を図る観点から、売上高、従業者数等の基本的事項の捕捉（調査票の配布）は、これら新たに調査名簿に追加した事業所等のみを対象とし、既存の事業所については、統計調査員による外観からの活動状態の確認にとどめた。
- ・ また、地方公共団体・統計調査員の業務が一時期に集中することを避けるため、令和元年6月から令和2年3月までの10か月間をかけて順番に調査（いわゆる「ローリング調査」）が行われた。

(課題)

上記の取組により、長年の懸案であった法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）の母集団名簿とのかい離が大幅に改善し、母集団DBの更なる整備・充実が図られたが、他方で以下のような課題も明らかになった。

- ・ 中間年における母集団DBの有用性の向上のためには、存続事業所・企業の基本的事項の更新が課題
- ・ 母集団DBに記録されている情報は、国や地方公共団体等が実施している事業所・企業に関する統計調査の対象の抽出に活用されているが、毎月勤労統計調査（厚生労働省所管の基幹統計調査）では、令和4年1月のベンチマーク更新に当たり、既存の事業所について、令和元年基礎調査の結果により従業者数の情報が更新されなかったとして、母集団DBの令和元年次フレームの利用が見送られた。
- ・ 調査環境等も踏まえ、報告者及び地方公共団体・統計調査員の更なる負担軽減の必要性

イ 令和元年基礎調査に係る統計委員会答申

令和元年基礎調査の承認に係る統計委員会答申（統計委員会諮問第113号の答申（平成30年8月28日付け統計委第8号））において、母集団DBの整備については以下の検討課題が指摘されている。

母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認

作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。については、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。

ウ 今後の母集団DBの整備の方向性

総務省は、有識者を交えた「事業所母集団データベース研究会」において、今後の事業所の適切な確認作業の態様について検討を行い、以下の方針を取りまとめた^(注)。

(注) 以下の方針については、令和4年8月30日に開催された統計委員会企画部会第2ワーキンググループ第4回会合において報告

(今後の母集団DBの更新の方向性) ※図1及び表1参照

- ・ 複数事業所を持つ法人については、企業調査支援事業^(注)と経済構造実態調査の実施と併せて基本的事項（売上高、従業員数等）を毎年更新

※基礎調査実施年は基礎調査により、それ以外の年は照会業務により実施

⇒ これにより、毎年の更新範囲として、全体売上高の約9割を達成することが見込まれ、データベース整備に大きく寄与

- ・ 単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）は、基礎調査により基本的事項を中間年に一度更新（個人経営の事業所（雇用者なし）は、5年に一度の経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）で更新）

(注) 企業調査支援事業とは、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して、中核的な情報や組織構造を適時に把握するもの。

図1 中間年における母集団DB更新のための統計調査等の対象イメージ

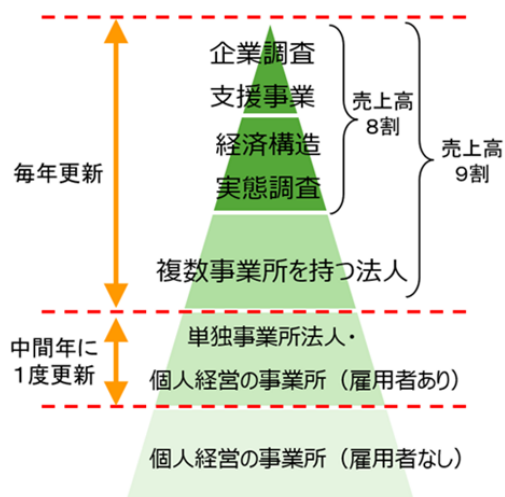


表1 母集団DBの更新に活用する統計調査等

令和3年度 (基準年)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (基準年)	...
	中 間 年					
経済センサス - 活動調査	経済構造実態調査、 照会業務	経済構造実態調査、 照会業務	経済構造実態調査、 経済センサス - 基礎 調査	経済構造実態調査、 照会業務	経済センサス - 活動調査	...
						...

(令和6年基礎調査の実施の方向性)

- ・ 国がオンライン・郵送調査により実施
※民間委託による実施。調査員調査を廃止し、地方公共団体・統計調査員の負担回避
- ・ 活動調査の中間年に一度、5年周期で実施
※令和6年基礎調査は、令和6年6月1日を期日として実施
- ・ 同時期に実施予定の「経済構造実態調査」との同時・一体的な実施
※個人経営の事業所（雇用者あり）についても、「個人企業経済調査」と一体的に実施
- ・ 母集団情報としての利用実績や報告者負担の軽減を勘案し、調査事項を削減
※具体的には、回答の手間が大きい従業者数について、従業者総数及び常用雇用者数に限定
- ・ オンライン調査の推進による業務の効率化
※政府統計オンライン調査システム内で行えるコミュニケーション機能の活用、電子調査票の多様化、ナッジ手法を用いた調査関係書類の作成など

(2) 調査の目的の変更

(申請内容)

- ・ 事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

(審査状況)

令和元年基礎調査では、母集団DBの整備に資することに加えて、「我が国における事業所及び企業の活動状況等の基本的構造」を明らかにすることを目的としていたが、前記(1)の背景を踏まえ、今回申請では、調査の目的を一部変更し、「我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造」を明らかにすることとする計画である。

これについては、基礎調査が経済構造統計（全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成するための調査であることや、後述する調査事項において把握する内容に対応したものとなっており、適当と考えるが、当該目的のために、基礎調査を中間年に一度の頻度（5年周期）で実施する必要性などについて、前記(1)の背景を踏まえて議論する必要がある。

(論点)

- a これまでのDB整備事業の効果・実績（照会事業における回答の状況や、DBの提供状況）はどのようになっているのか。特に、基礎調査で把握しようとしている単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）の基本的事項（産業、従業者規模、売上高等）について、どの程度活用されている実績があるのか。

- b aの実績にも照らし、基礎調査により、単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）を含めて、中間年に一度基本的事項を把握する効果は何か。基準年の活動調査による把握のみでは不十分な理由は何か。
- c 令和元年基礎調査に係る統計委員会答申（前記（1）イ）への対応として、今後のDB整備の方向性や基礎調査の役割は妥当か。過去の基礎調査のような方法（調査時点における調査員による実地確認を経て全ての事業所の活動状況を把握し母集団DBに反映）と比較して、経済構造統計の体系的な整備や、母集団DBの適切な整備の観点から、メリットがデメリットを上回るといえるか。（基礎調査の調査方法、調査事項等の妥当性は、別途個別に議論）。

（3）調査対象の範囲及び報告者数の変更

（申請内容）

- ・ 甲調査については、前記（1）のとおり、個人経営の事業所（雇用者なし）については、令和元年基礎調査では把握していたものの、今後は5年に一度の活動調査においてのみ更新することとし、基礎調査の調査対象から除外

（審査状況）

- ア 個人経営の事業所（雇用者なし）については、行政記録情報等からも補捉できず、調査員調査でなければ把握することが難しいため、従前は基礎調査と活動調査双方で把握していたが、令和6年基礎調査では、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減や費用対効果等の観点から、調査員調査を実施せず、把握しないこととしている。
- イ 調査対象の範囲の変更については、後記（4）の調査方法の変更を前提とすれば、今後の母集団DBの整備の方向性に即したものであり、特に問題ないと考えるが、調査対象名簿の整備方法等について、確認する必要がある。

（論点）

- a 令和6年基礎調査の実施に係る調査対象名簿の整備については、個人経営の事業所（雇用者あり）も含めて、いつの時点で、どのような情報を用いて、どのように新たな事業所を把握するのか。調査対象の範囲に照らして、調査対象名簿の整備方法は適当か。
- b 前回までの基礎調査は、次の活動調査の名簿整備という役割もあったが、令和6年基礎調査では、個人経営の事業所（雇用者なし）を把握しない点について、令和8年活動調査に向けて、支障はないか。

（4）調査方法の変更

（申請内容）

【甲調査】

- ① 調査員調査は実施せず、オンラインと郵送のみで実施
- ② 本社一括調査とするため、調査票は、傘下支所事業所等を有する本社事業所に「調査票A」（傘下の事業所ごとの情報を記載する「事業所調査票」付き）を配布し、それ以外（単

独事業所や個人経営の事業所等)に「調査票B」を配布
 また、同時期に実施予定の他の統計調査(経済構造実態調査及び個人企業経済調査)と一体的に実施

(審査状況)

ア 調査方法のオンライン・郵送化

令和元年基礎調査では、前記(1)のとおり、既存の事業所については、統計調査員による外観把握調査のみとし、基本的事項の把握を行わなかったため、母集団DBの有用性に課題がみられた。

このため、令和6年基礎調査では、既存事業所の基本的事項についても把握するため、表2のとおり、全ての調査対象事業所に対して、郵送で調査票を配布し、報告者はオンライン又は郵送により回答する方法に変更することとしている。

なお、法人については原則オンラインにより実施する方向としている。

表2 調査方法の変更内容

令和元年基礎調査	令和6年基礎調査
① 統計調査員による外観把握調査 ^(注) を実施 ② 上記①により新たに把握した事業所については調査票を配布し、配布を受けた報告者は、オンライン又は郵送により回答する。 (注) 統計調査員が担当調査区内の全ての事業所の名称、所在地及び活動状態を外観等から確認し、その結果を調査員用端末に入力する。	全ての調査対象事業所に対し、郵送で調査票を配布し、配布を受けた報告者は、オンライン又は郵送により回答する。

イ 本社一括調査の実施

前々回の平成26年基礎調査では、支所となる事業所を有する企業の本所事業所に調査票を配布し、本所及び支所事業所について回答する調査方法(本社一括調査)を導入していた。

しかしながら、令和元年基礎調査では、前記(1)アのとおり、法人企業統計調査とのかい離の改善を図る目的から、法人番号公表サイトから追加した事業所及び統計調査員による外観把握調査により把握した新規の事業所についてのみ、調査票の配布を行うこととしたため、調査方法の違いにより、本社一括調査は実施していない。

令和6年基礎調査では、調査対象となる全ての事業所に対して調査票を配布することとしているため、従来の本社一括調査の形式に戻すこととしている。

ウ 同時期に実施予定の他の統計調査(経済構造実態調査及び個人企業経済調査)と同時・一体的に実施

令和6年基礎調査と同時期に実施予定の経済構造実態調査においては、売上高総額の上位8割を占める企業(製造業は上位9割を占める事業所)を調査対象としており、個人企業経済調査においては、個人経営の事業所を調査対象としているため、令和6年基礎調査の対象と重複する事業所が発生する。

このため、経済構造実態調査及び個人企業経済調査と令和6年基礎調査の両方の調査票が

配布される事業所に対しては、共通封筒を用いた調査票の配布を行うほか、調査事項が重複する設問については、原則、回答欄に「*」をプレプリントすることにより回答不要とする（経済構造実態調査及び個人企業経済調査の回答内容について、令和6年基礎調査との重複部分についてはデータ移送を行う）といった対応を行い、報告者の負担軽減を図る。

エ オンライン回答の推進

(ア) 電子調査票の多様化

過去のオンライン調査において、マクロ機能があることで事業所のセキュリティポリシーに抵触し、オンライン回答ができないという事例があったことを受け、マクロ機能なしの電子調査票を用意することで事業所から要望があった場合に対応できるようにする。

マクロ機能がある場合とない場合の主な違いは、以下のとおり。

- ・ 回答送信時の未記入チェックの有無
→ 「マクロ機能有り」の場合のみ、回答送信時に全項目の未記入チェックがかかり、未記入項目が含まれる回答は送信できない。
- ・ 複数事業所等用の帳票形式の調査票（調査票Aの事業所調査票）では、画面ごとにチェックボタンの有無
→ 「マクロ機能有り」の場合のみ、ファイル内にボタンがあり、入力内容についてエラーチェックができる。
- ・ 回答送信ボタンの有無
→ 「マクロ機能有り」の場合のみ、ファイル内にボタンがあり、回答ファイルのアップロードが簡易。「マクロ機能無し」の場合は、回答済み調査票を一度保存した上で当該調査票をオンライン画面にアップロードする必要がある。

(イ) ナッジ手法を用いた調査関係書類の作成

調査関係書類（調査書類発送用封筒など）に、オンライン回答を推奨しており便利である旨のイラストや説明を掲載すること等を通じて、オンライン回答へ誘導することにより、オンライン回答の促進を図る。

(ウ) システム上におけるコミュニケーション機能を活用した疑義照会対応を実施

従来、電話などで行われていた疑義照会を、政府統計オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を活用することで報告者負担の軽減及びオンライン回答の促進を図る。

オ 調査方法のオンライン・郵送化については、令和元年基礎調査の課題も踏まえ、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減、報告者負担の軽減等の観点から、おおむね問題ないと考えられるが、以下の点について確認する。

(論点)

- | |
|---|
| a 調査対象名簿上の事業所情報と調査時点の事業所情報が異なり、調査票が不達となること等も考えられるが、調査対象名簿作成時点よりも後に移転又は新設された事業所につい |
|---|

ては、どのように対応するのか。調査時点において調査員が実地確認を行う場合と比較して、メリットがデメリットを上回るといえるか。

b オンライン・郵送調査の回収率はどの程度を見込んでいるのか。回答が得られなかった事業所に対し、どのような支援・督促等を行う予定か。

c 本社一括調査は、複数の事業所を有する企業の場合、本社事業所の回答負担が大きい、どのような負担軽減策を講じる予定か。

d オンライン回答の推進に向けた各種の取組について、令和4年に実施された試験調査ではどのような結果が得られたか。また、今回調査では、法人については、原則オンラインによる回答により実施する方向としているが、オンライン回答の推進方策や、オンライン回答が困難な事業所に対する支援は適切か。

(5) 調査事項の変更

(申請内容)

① 令和6年基礎調査の調査事項は表3のとおり。

表3 令和6年基礎調査の調査事項

調査票の種類		調査事項
甲調査（民営事業所）	調査票A（支所となる事業所を有する企業等）	名称、電話番号、所在地、法人番号、経営組織、企業・団体全体の主な事業の内容、企業・団体全体の年間総売上（収入）金額、資本金又は出資金・基金の額、企業傘下の事業所の名称及び電話番号、企業傘下の事業所の所在地、企業傘下の事業所の従業者数、企業傘下の事業所の主な事業の内容、企業傘下の事業所の年間総売上（収入）金額、企業傘下の事業所の開設時期
	調査票B（上記以外）	事業所の名称、電話番号、事業所の所在地、法人番号、経営組織、単独事業所・本所等・支所等の別、本所・本社・本店の名称・電話番号・所在地、事業所の従業者数、事業所の主な事業の内容、事業所の年間総売上（収入）金額、事業所の開設時期、資本金又は出資金・基金の額、企業・団体全体の主な事業の内容、企業・団体全体の年間総売上（収入）金額
乙調査（国・地方公共団体の事業所）	既存の事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態
	新規に把握した事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、職員数、主な事業の内容

② 令和元年基礎調査からの変更点は以下のとおり。

【甲調査】

- 従業者数に関する調査事項を縮減（令和元年基礎調査では、従業者総数に加え、常用雇用者や臨時雇用者などの内訳を含む10項目を把握していたところ、従業者数の合計及び常用雇用者数の2項目のみに削減）

- ・ 活動状態に関する調査事項を削除
- ・ 事業所の主な事業の内容のうち、「事業の業態」欄を削除
- ・ 事業所の開設時期について、年月まで記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択する方式へ変更
- ・ 経営組織に関する選択肢について、「個人経営（雇用者なし）」を追加

【乙調査】

- ・ 職員数に関する調査事項の削減（甲調査の「従業者数」と同様）
- ・ 管理・運営を委託している事業所に関する事項の削除

③ なお、前記（４）ウのとおり、令和６年基礎調査と同時期に実施を予定している経済構造実態調査及び個人企業経済調査と重複する調査対象において、調査事項が重複する設問については、回答欄に「＊」をプレプリントすることにより回答不要とする（経済構造実態調査及び個人企業経済調査の回答内容について、令和６年基礎調査との重複部分についてはデータ移送を行う）。

（審査状況）

ア 令和元年基礎調査からの変更点については、報告者負担の軽減を図るものでありおおむね適当と考えるが、調査結果の利活用の観点から支障はないか確認する必要がある。

イ また、経済構造実態調査及び個人企業経済調査と重複する調査対象に対する、回答負担を軽減するための方策が適切か、確認する必要がある。

（論点）

- 調査票において、削除を予定している設問について、そもそもどのような目的で把握していたのか。削除することによる利活用上の支障はないか。
- 経済構造実態調査及び個人企業経済調査の回答内容からのデータ移送の対象となるのは、どの調査事項か。
- 乙調査票において、職員数及び主な事業の内容について把握するのは新規に把握した事業所のみとしており、既存の事業所については、当該項目は調査事項となっておらず情報が更新されないこととなるが、利活用上の支障はないか。

（６）報告を求める期間の変更

（申請内容）

- 甲調査の調査周期について、令和元年基礎調査では１回限りの申請としていたところ、令和６年度以降に実施する基礎調査については５年周期で実施
- 甲調査の実施期間について、令和元年基礎調査では令和元年６月１日から令和２年３月３１日までの１０か月間をかけて、全国の事業所を順に調査していたが、令和６年基礎調査では令和６年６月１日を調査期日として、令和６年５月上旬～７月下旬に実施

（審査状況）

ア 基礎調査の継続的な実施の必要性については、前記（２）で検討を行う。

イ 令和元年基礎調査では、甲調査について、統計調査員及び地方公共団体の負担軽減から調査員が全国の事業所を順次調査するローリング調査の形式で実施したが、令和６年基礎調査では、前記（４）のとおり、調査員調査は行わず、オンライン及び郵送調査とするため、前々回調査同様の実施期間に変更するものであり、特に問題ないとする。

（論点）

特になし

（７）集計事項の変更

（申請内容）

【甲調査】

- ① 速報集計では、地域区分（全国、都道府県、市町村）、分類事項（産業分類、経営組織、従業者規模等）別に、事業所数、従業者数及び売上（収入）金額を集計し、事業所及び企業等に関する集計それぞれで３表の集計表の作成を計画
- ② 確報集計では、速報集計よりも更に詳細な地域区分及び分類事項で集計し、事業所及び企業等に関する集計それぞれで１７表の集計表の作成を計画
- ③ なお、令和６年基礎調査において調査対象から除外される雇用者のいない個人経営の事業所及び企業等については、集計対象に含まれない。

【乙調査】

- ④ 令和元年基礎調査と同様に、事業所の活動状態に関する集計及び新規把握事業所に関する集計について、それぞれ集計表を作成

（審査状況）

ア 前記（５）の調査事項について、漏れなく集計される予定であり、おおむね適切と考えられる。

イ ただし、調査結果の利活用の観点から、集計事項が十分なものとなっているか、また、基礎調査の結果は、母集団DBの整備に活用されることから、その提供開始時期や年次フレームとの関係を確認する必要がある。

ウ また、甲調査については、令和元年基礎調査では、事業所の活動状況に関する集計と新規把握事業所・企業に関する集計のみを行ったため、基本的に令和６年基礎調査との直接比較はできない状況となっている。このため、過去の調査結果との違いについて、利用者に対してどのような周知を行うのかなどについて確認する必要がある。

（論点）

- a 集計事項について、調査結果の利活用の観点から、十分なものとなっているか。調査対象から除外される雇用者のいない個人経営の事業所及び企業等については、集計対象に含まれないこととなるが、利活用上の支障はないか。活動調査や集計対象を拡大する経済構

造実態調査（後記Ⅱ参照）との関係を含め、経済構造統計の体系的整備の観点からみて、問題はないか。

- b 甲調査及び乙調査の結果は、母集団DBにおいて、いつからどのように収録され、結果が反映された年次フレームはいつから利用可能となるのか。
- c 過去の基礎調査及び活動調査との比較に際しての留意点は何か。過去の基礎調査及び活動調査のように、「センサス」との調査名称からは、全ての事業所・企業を対象とした調査結果との誤解も想定されるところ、調査結果の公表の際に、利用者に対してはどのような周知を行う予定か。

<追加審査事項>

（申請内容：一部再掲）

- ① 調査の目的を「事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること」とする。（前記（2）再掲）
- ② 活動状態に関する調査事項を削除（前記（5）②再掲）【甲調査】
- ③ 令和元年基礎調査において集計していた「事業所の活動状態に関する集計」は行わない（前記（7）の一部）【甲調査】

（審査状況）

ア 令和6年基礎調査では、②及び③のとおり、事業所の活動状態に関する調査事項^(注)を削除するとともに、令和元年調査において行った、当該調査事項を活用した「事業所の活動状態に関する集計」を行わない計画である。

（注）令和元年基礎調査において、法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を把握するために臨時に設けられたもの。

イ 一方で、調査の目的においては、①のとおり、令和元年基礎調査と同様に、「事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資する」ことを目的の一部として明記することとしている。

（令和元年調査からの変更点は、「事業所及び企業の活動状態等の基本的構造」から「事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造」に変更するもの）

ウ また、平成26年以前の基礎調査及びこれまでの活動調査においては、当該調査事項を設けることなく、調査の実施過程において得られた情報を基に、事業所の存続・新設・廃業に関する集計・公表を行っている。

エ 当該調査事項（及びその集計）は、現に活動していない事業所から休業・廃業などの回答を直接得ることは事実上困難と考えられること等を踏まえると、削除はおおむね適当と考えられるが、事業所及び企業の活動の状態を調査し母集団DBの整備に資するという調査目的や、過去の廃業等の統計の公表実績にも照らして、令和6年基礎調査における活動状態の把握や集計などの対応方針について、確認する必要がある。

(論点)

- a 事業所及び企業の活動状態について、令和6年基礎調査では、どのように把握して母集団DBの整備に活用するのか。
- b 過去の基礎調査及び活動調査では、事業所の存続・新設・廃業等について、どのように把握し、集計・公表してきたのか。令和元年基礎調査における集計との違いは何か。
- c 令和6年基礎調査及び今後の活動調査において、過去の基礎調査及び活動調査で行ってきた事業所の存続・新設・廃業等に関する集計については、どのように対応する予定か。

(8) 公表の期日の変更

(申請内容)

- ・ 公表の期日については、表4のとおり。

表4 公表の期日の変更内容

区 分		令和元年基礎調査	令和6年基礎調査
甲調査	速報	令和2年 <u>6</u> 月末日まで	令和7年 <u>5</u> 月末日まで
	確報	令和2年12月末日まで	令和7年12月末日まで
乙調査		調査実施年翌年の <u>6</u> 月末日まで	調査実施年翌年の <u>5</u> 月末日まで

(審査状況)

- ア 令和元年基礎調査と比較すると、今回申請では、甲調査の速報及び乙調査の公表の期日を1か月前倒しすることとしている。
- イ 公表の期日が早くなることにより、利用者へ早く調査結果を提供できることから特段問題ないとするが、今回、公表の期日を1か月前倒しする効果及び集計作業等のスケジュールに問題ないか、確認する必要がある。

(論点)

- a 甲調査の速報集計及び乙調査の集計について、ユーザーニーズへの対応などの面で、令和元年基礎調査より公表の期日を1か月前倒しする効果は何か。
- b 公表までの作業スケジュールの短縮は、データの集計や確認作業を行う上で、問題ないか。

2 統計委員会諮問第113号の答申（平成30年8月28日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況

基礎調査については、統計委員会諮問第113号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

- ① 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、本調査の公表後に参考提供することについて検討すること。
- ② 母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。
については、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。
- ③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。

（審査状況）

- ・ ①について、総務省は、レジスター統計（仮称）について、有識者を交えた形でその作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計（試算値）として、令和元年次情報の集計結果を令和3年（2021年）6月に、令和2年次情報の集計結果を令和4年（2022年）3月に統計局HPへ掲載している。
- ・ ②については、前記（2）の審議の中で確認することとしたい。
- ・ ③について、総務省は、令和元年度に、国土交通省から「建設業許可事業者名簿」のデータ提供を受けたことから、令和3年活動調査の名簿に取り込んだ上で調査を実施し、その結果を母集団DBに反映し、充実を図っている。また、更なる行政記録情報等の活用について検討したいとしており、これについて引き続き状況を注視する必要があると考える。

（論点）

- a 行政記録情報等の活用について、基礎調査ではこれまでにどのような取組が行われてきたのか、更なる活用に向けて、どのような課題があるか。

II 経済構造実態調査の変更

1 今回申請された計画

経済構造実態調査について、総務省及び経済産業省は、令和4年調査の結果公表（令和6年3月末公表予定）から、集計事項及び公表期日の変更を計画している。

(1) 集計事項の変更

⇒ 個人経営の企業及び事業所について、母集団名簿情報を基に個票単位で推計して全体を集計することにより、経済構造実態調査の集計範囲を拡大

(2) 公表の期日の変更

⇒ 追加する集計表については、これまでの三次公表に加え、四次公表として調査実施翌々年の3月末までに公表することとし、公表の期日を追加

(1) 集計事項の変更

(申請内容)

- ・ 個人経営の企業及び事業所について、母集団名簿情報を基に個票単位で推計して全体を集計することにより、本調査の集計範囲を拡大

(審査状況)

ア 経済構造実態調査は、令和元年に製造業及びサービス産業を調査対象として開始され、その後、令和4年調査から調査対象の全産業化により、活動調査（基準年）とのシームレス化が図られ、現在、全産業の法人企業を調査対象とした「産業横断調査」及び製造業に属する事業所を対象とした「製造業事業所調査」により実施されている^(注)。

(注)「産業横断調査」では、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を対象としている。また、「製造業事業所調査」では、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象としている。

イ 他方、経済構造実態調査は、現状、調査対象から個人経営の企業及び事業所を除いており、本調査の集計結果にも含まれていないため、今回の変更は、個人経営の企業及び事業所の売上高について、母集団名簿情報を活用の上、個票単位で推計し、全体を集計することにより、活動調査（基準年）とのより一層のシームレス化を図るものである。

ウ このため、本件申請では、まず調査対象の範囲及び報告者の選定方法について、従前、売上高総額の8割（製造業事業所調査では9割）を達成する範囲に含まれる企業（事業所）を全数調査するとしていたものを、変更後は、調査対象の範囲を活動調査と同様とした上で、売上高総額の8割（同9割）を達成する範囲に含まれる企業（事業所）を有意抽出により選定するとしている^(注)。

(注) 調査計画上の記載ぶりは上記のとおり変更されるが、調査方法に実質的な変更はない。

また、集計事項については、令和4年調査から「四次公表結果」として個人経営の企業（事業所）を含む集計表を追加することとしている。調査対象以外の集計方法について、

総務省は、母集団名簿作成時点の情報を活用の上、個票単位で推計（横置き）し、全体集計するとしている。個人経営の企業のデータについては、直近の活動調査及び基礎調査の結果を据え置く予定である。

エ これについて、経済構造実態調査において調査対象外となっている個人経営の企業及び事業所を集計範囲に追加し基幹統計として提供することの意義等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 集計範囲が拡大される個人企業のデータは、当分の間、令和6年基礎調査及び令和3年活動調査の結果が据え置かれることになるが、本集計結果について、どのような利活用が想定されているか。ユーザーのニーズからみて、集計範囲の拡大は適当か。集計方法の改善等の予定はあるか。
- b 調査対象としていない個人経営の企業及び事業所に係る集計は、別途参考表や試算などとして公表する方法も考えられるが、基幹統計の一部に組み込んで公表する意義は何か。基幹統計は「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」又は「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」等に該当するものとされている（統計法第2条第4項）ことに照らして、適当か。
- c 本調査の調査対象としていない個人経営の企業及び事業所の集計方法について、ユーザーに対してはどのように周知する予定か。

(2) 公表の期日の変更

(申請内容)

- ・ 追加する集計表については、これまでの三次公表に加え、四次公表として調査実施翌々年の3月末までに公表することとし、公表の期日を追加

(審査状況)

ア 現在、経済構造実態調査の公表については、三次公表まで行っているが、個人経営の企業及び事業所についての集計を行い、今後は、表4のとおり四次公表を追加することとしている。

表4 本調査の結果公表について

	公表する集計表	公表の期日
一次公表	・ 産業横断調査：企業等に関する集計	調査実施年翌年の3月末までに公表
二次公表	・ 産業横断調査：企業等に関する集計 ・ 製造業事業所調査	調査実施年翌年の7月末までに公表
三次公表	・ 産業横断調査（事業所に関する集計）	調査実施年翌年の10月末までに公表
四次公表【追加】	・ 企業等に関する集計（個人経営含む） ・ 事業所に関する集計（個人経営含む）	調査実施翌々年の3月末までに公表

イ これについて、集計事項の追加に伴い、四次公表として追加することは特段問題ないと考えるが、期日について、調査結果の利活用の観点から支障はないか確認する必要がある。

(論点)

a 個人経営を含む集計表について、公表時期を調査実施翌々年の3月末とした理由は何か。調査結果の利活用の観点から支障はないか。

2 統計委員会諮問第149号の答申（令和3年6月30日付け統計委第11号）及び令和3年7月9日付け総政審第235-1号による承認時に指摘された「今後の課題」への対応状況

経済構造実態調査については、統計委員会諮問第149号の答申及び令和3年7月9日付け総政審第235-1号による承認時において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 「支払利息」について

- ・ 「支払利息」については、その利活用状況や活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。

(審査状況)

総務省は、前回答申後、初の調査となる令和4年調査結果の集計を現在実施しているところであり、提示された課題については、調査結果公表後の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、適切に対応したい（令和5年7月の二次公表において支払利息を公表予定）としており、引き続き状況を注視することとしたい。

(2) 調査事項の検討について

- ・ 本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、「経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について－支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性－」での指摘に留意すること。

(審査状況)

総務省は、電子商取引の実態把握について、統計委員会担当室が実施しているデジタルライゼーションの統計的把握に関する調査研究の結果等を踏まえ、適切に検討したいとしており、引き続き状況を注視することとしたい。

(論点)

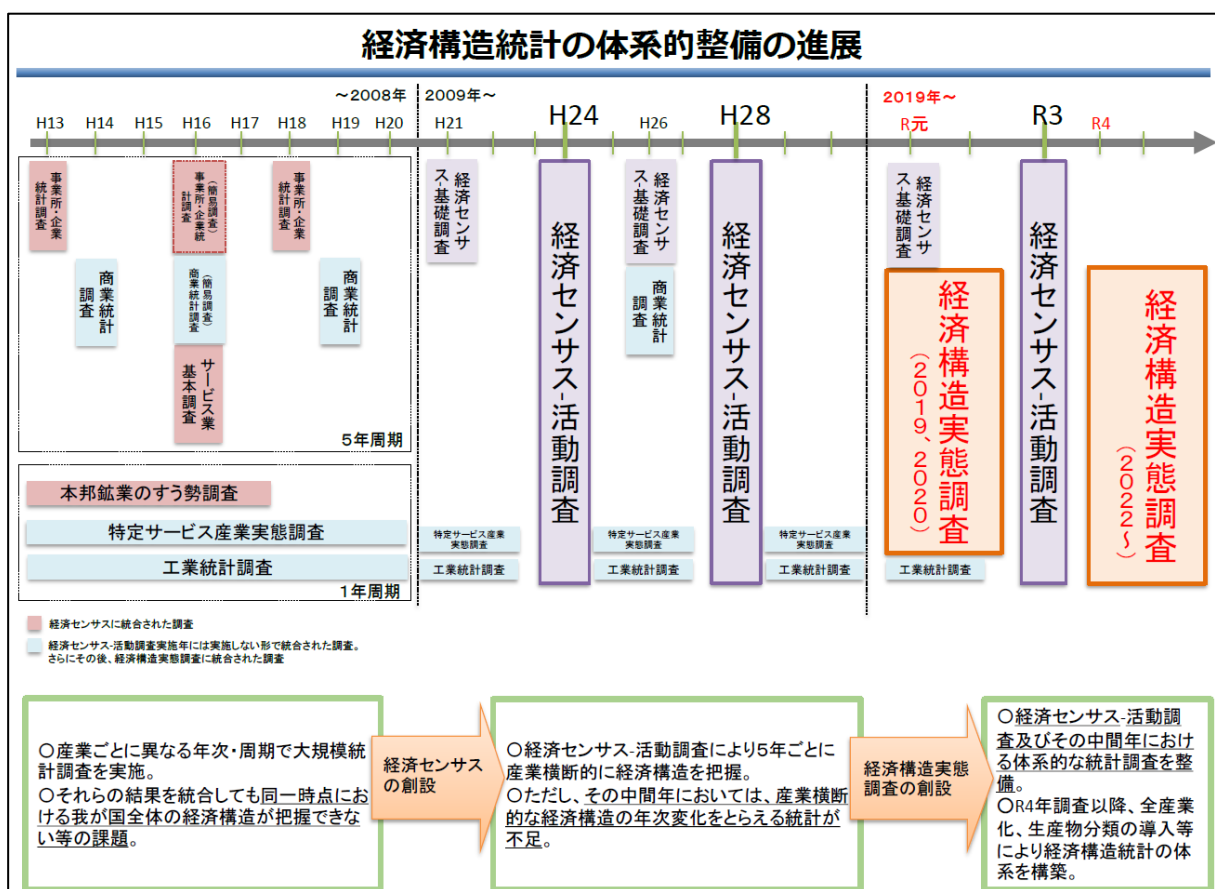
特になし。

参考 1 経済構造統計の体系的整備の進展

経済センサス-基礎調査、同活動調査及び経済構造実態調査は、経済構造統計（全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成するための調査として、順次創設・充実されたものである。

経済センサス-活動調査の創設により、5年ごとに産業横断的に経済構造を把握できるようになったものの、その中間年においては、産業横断的な経済構造の年次変化をとらえるための統計が不足しているという課題があった。その後、経済構造実態調査の創設（令和元年）、同調査の全産業化（令和4年）により、中間年においても産業横断的に経済構造を把握できるようになり、経済構造統計の体系が構築された。

図2 経済構造統計の体系的整備の進展（イメージ）



出典：令和4年8月30日 統計委員会企画部会第2WG資料・総務省統計局及び経済産業省HP掲載資料

参考2 事業所母集団データベースの整備

事業所母集団データベースは、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づき、統計調査結果や行政記録情報などを基に、総務大臣が整備することとされており、事業所・企業を対象とする各府省等の統計調査の母集団情報として、各種経済統計の精度向上のみならず、報告者の負担軽減、効率的な統計作成に重要な役割を担っている。

事業所母集団データベースの情報は、経済センサス-基礎調査、同活動調査、及び経済構造実態調査等の統計調査の結果、企業・事業所に対する企業調査支援事業^(注)、行政記録情報（労働保険情報及び商業・法人登記簿情報）を元にした照会業務（法第27条に基づく母集団データベースの整備業務）により、毎年更新されている。

（注）企業調査支援事業とは、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して、中核的な情報や組織構造を適時に把握するもの。

図3 事業所母集団データベースの概要

